

宇都宮市サイクルステーション条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月3日

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市規則第32号

宇都宮市サイクルステーション条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市サイクルステーション条例（平成24年条例第29号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 ステーションの利用時間は、午前7時から午後8時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 ステーションの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(登録の申請)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、身分を証明する書類を添えて登録申請書を市長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の登録をしたときは、登録証を前項の申請をした者に交付するものとする。

(登録証の有効期間等)

第5条 前条第2項の登録証（以下「登録証」という。）の有効期間は、交付の日から3年間とする。

2 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 登録者は、前条第1項の規定により登録を受けた内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 登録者は、登録証を紛失し、又は破損したときは、登録証再交付申請書を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

5 登録証が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録証を無効とする。

(1) 登録証の原形が確認できないほど破損し、又は汚損したとき。

(2) 虚偽の申請により登録証の交付を受けたとき。

6 登録者は、登録証の有効期間が満了したとき又は登録証が前項の規定により無効となったときは、速やかに市長に登録証を返納しなければならない。

(使用許可の申請等)

第6条 登録者が条例第5条第1項の許可を受けようとするときは、市長に登録証を提示することにより使用の許可を申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請について許可を決定したときは、使用許可書を交付するものとする。

(使用料の免除)

第7条 条例第7条第4項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、条例別表に掲げる附属設備又はレンタサイクル（以下「附属設備等」という。）の使用が終了したとき又は条例第6条の規定により使用を制限され、若しくはその許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で附属設備等を原状に回復し、返還しなければならない。

(レンタサイクルの紛失及び破損)

第9条 レンタサイクルを使用する者は、レンタサイクルを紛失したときは、速やかにレンタサイクル紛失届により市長に届け出なければならない。

2 レンタサイクルを使用する者は、レンタサイクルを破損したときは、速やかにこれを返却するとともに、レンタサイクル損傷届により市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第10条 ステーションを使用する者は、施設又は附属設備等をき損し、汚損し、又は紛失したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

(レンタサイクルの使用に係る遵守事項)

第11条 レンタサイクルを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用中に事故が起きないようにレンタサイクルを安全に運転すること。
- (2) レンタサイクルの使用は原則として小学生以上とし、小学生が使用する場合は保護者又は責任者が引率すること。
- (3) 使用中にレンタサイクルの装置に故障が生じたときは、直ちに使用を停止すること。
- (4) レンタサイクルの使用が終了したときは、所定の場所に返還すること。
- (5) レンタサイクルを転貸しないこと。
- (6) レンタサイクルを盗難されたと思料するときは、速やかに警察に届け出ること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(指定管理者の管理)

第12条 条例第9条の規定により指定管理者にステーションの管理を行わせる場合における第4条から第6条まで及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(様式)

第13条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。